## 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
3	固定資産税に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

新居浜市は、固定資産税事務における特定個人情報ファイルを取扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項

#### 評価実施機関名

新居浜市長

#### 公表日

令和7年3月28日

[令和6年10月 様式2]

#### I 関連情報

1 関連情報						
1. 特定個人情報ファイル	を取り扱う事務 で取り扱う事務					
①事務の名称	固定資産税に関する事務					
	【概要】 ・地方税法に基づき市内の固定資産の評価を行い固定資産税・都市計画税を計算し賦課する。 ・市民からの申請に基づき証明書を交付する。					
②事務の概要	【事務の流れ】 1 不動産登記、建築確認閲覧、償却資産申告書、現地確認等により課税客体を把握する。 2 現地調査等により納税義務者の確定、評価額の算定を行う。 3 2で取得・算定した情報を固定資産税システムへ入力等を行いデータ化する。 4 生活保護情報を取得する(市内在住者は団体内統合宛名システム、市外在住者は中間サーバー経由)。 5 市外在住者の基本4情報を住民基本台帳ネットワークシステム経由で取得する。 6 賦課期日現在の物件情報等を用いて賦課情報を作成する。 7 賦課情報を基に納税通知書を作成し納税義務者に発送する。 8 賦課情報を提供先・移転先へ登録する。 9 物件・賦課情報を提供先・移転先へ登録する。 9 物件・賦課情報を基に証明書を発行する。(地方税法第342条、第343条、第359条、第364条、第382条の2、第382条の3、第383条、第403条、第409条、第411条、第702条、第702条の8等、固定資産評価基準)					
③システムの名称	固定資産税・都市計画税システム、家屋評価計算システム、団体内統合宛名システム、地理情報システム、中間サーバー、eLTAX					
2. 特定個人情報ファイル	名 2					
固定資産税課税台帳ファイル						
3. 個人番号の利用						
法令上の根拠	1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号) ・番号法第9条第1項 別表24の項 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号) ・別表省令第16条					
4. 情報提供ネットワークシ	ノステムによる情報連携					
①実施の有無	<選択肢>					
②法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令及び第2条の表の48の項及び第50条(令和6年デジタル庁・総務省令第9号)					
5. 評価実施機関における	担当部署 担当部署					
①部署	総務部課税課					
②所属長の役職名	課税課長					
6. 他の評価実施機関						
_						
7. 特定個人情報の開示・	訂正•利用停止請求					
請求先	792-8585 愛媛県新居浜市一宮町一丁目5番1号 新居浜市役所総務部総務課					
8. 特定個人情報ファイル	の取扱いに関する問合せ					
連絡先	792-8585 愛媛県新居浜市一宮町一丁目5番1号 新居浜市役所総務部課税課					
9. 規則第9条第2項の適	用 [ ]適用した					
適用した理由						

### Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[ 1万人以上10万人未満 ]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
	いつ時点の計数か		17年1月1日 時点				
2. 取扱者	2. 取扱者数						
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[	500人未満	]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満	
	いつ時点の計数か		17年1月1日 時点				
3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[	発生なし	]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

## Ⅲ しきい値判断結果

# Lきい値判断結果<br/>基礎項目評価の実施が義務付けられる

#### Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類						
	_	] ぞれ重点項目評価	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書 3) 基礎項目評価書 3) 基礎項目評価書 5書又は全項目評価書において、!	及び全項目評価書		
#XC10 CV "O o						
2. 特定個人情報の入手(	情報提供ネットワーク	システムを通じた	:入手を除く。)			
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[ 十分である	]	<選択肢> 1)特に力を入れてい 2)十分である 3)課題が残されてい			
3. 特定個人情報の使用						
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[  十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れてい 2) 十分である 3) 課題が残されてい			
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)に セス権限のない職員等)に よって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[  十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れてい 2) 十分である 3) 課題が残されてい			
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱いの委託		1	]委託しない		
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[  十分である	]	<選択肢> 1)特に力を入れてい 2)十分である 3)課題が残されてい			
5. 特定個人情報の提供・移転	云(委託や情報提供ネット	ワークシステムを	通じた提供を除く。) [	]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[  十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れてい 2) 十分である 3) 課題が残されてい			
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続		[ ]接続しない(入手) [	]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[  十分である	]	<選択肢> 1)特に力を入れてい 2)十分である 3)課題が残されてい			
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[  十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れてい 2) 十分である 3) 課題が残されてい			

7. 特定個人情報の保管・消去						
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[ 十分である	1	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
8. 人手を介在させる作業		[ ]	人手を介在させる作業はない			
人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	[ 十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
判断の根拠	月日、性別)または住所を含む 終確認を実施しています。書類	31情報による照会を行 頁は施錠管理を行い、 記録及び保護責任者	し、住基ネット照会時には4情報(氏名、住所、生年行っています。取得後は複数人で確認し、上長が最廃棄時には保護責任者の事前承認の取得、適切ないの報告を徹底しています。また、職員研修を実施に努めています。			
9. 監査						
実施の有無	[ ] 自己点検	[〇] 内部監査	[ ] 外部監査			
10. 従業者に対する教育・	啓発					
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている	1	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない			
11. 最も優先度が高いと考	えられる対策	[ ]	全項目評価又は重点項目評価を実施する			
最も優先度が高いと考えられ る対策	<ul><li>3) 権限のない者によってる</li><li>4) 委託先における不正な</li><li>5) 不正な提供・移転が行る</li><li>6) 情報提供ネットワークシ</li></ul>	れるリスクへの対策 事務に必要のない情 不正に使用されるリス 使用等のリスクへの対策 われるリスクへの対策 システムを通じて目的 システムを通じて不正 い・滅失・毀損リスクへ	報との紐付けが行われるリスクへの対策 スクへの対策 対策 策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) リ外の入手が行われるリスクへの対策 な提供が行われるリスクへの対策			
当該対策は十分か【再掲】	[  十分である	1	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
判断の根拠	を付与し、不要な権限は制限し	ています。異動や退	対策として、業務に必要な職員にのみアクセス権限職時には迅速に権限の変更・削除を行います。ま 下正利用の兆候を早期に発見する体制を整備してい			

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	エー5 評価実施機関におけ				近山时朔に味る武功
平成29年3月3日	る担当部署	白石 尚志	伊藤 繁次郎	事後	
平成29年3月3日	Ⅱ-1. 対象人数	2015/4/1	2016/4/1	事後	
平成29年3月3日	Ⅱ-2. 取扱者数	2015/4/1	2016/4/1	事後	
平成31年2月15日	I 5 ②所属長の役職名	伊藤 繁次郎	資産税課長	事後	様式変更による。
令和4年3月18日	I 4 法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二の27の項	番号法第19条第8号 別表第二の27の項	事後	
令和5年4月1日	I 5 ①部署	総務部資産税課	総務部課税課	事後	
令和5年4月1日	I 5 ②所属長の役職名	資産税課長	課税課長	事後	
令和5年4月1日	I 8 連絡先	792-8585 愛媛県新居浜市一宮町一丁目 5番1号 新居浜市役所総務部資産税課	792-8585 愛媛県新居浜市一宮町一丁目 5番1号 新居浜市役所総務部課税課	事後	
令和5年4月1日	Ⅱ-1. 対象人数	平成28年4月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	
令和5年4月1日	Ⅱ-2. 取扱者数	平成28年4月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	
令和7年3月28日	I 3 個人番号の利用 法令 上の根拠	番号法第9条第1項別表第一の16の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第16条	1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号) ・番号法第9条第1項 別表24の項 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号) ・別表省令第16条	事後	現行の番号法に合わせて修正
令和7年3月28日	I 4 ② 法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二の27の項	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令及び第2条の表の48の項及び第50条(令和6年デジタル庁・総務省令第9号)	事後	現行の番号法に合わせて修正
令和7年3月28日	Ⅱ 1 対象人数 いつの時点 の計数か	令和5年3月24日 時点	令和7年1月1日 時点	事後	
令和7年3月28日	II 2 取扱者数 いつの時点 の計数か	令和5年3月24日 時点	令和7年1月1日 時点	事後	
令和7年3月28日	Ⅱ 8 人手を介在させる作業	項目なし	項目追加に伴い、当該項目への回答を行った	事後	様式変更による再実施
令和7年3月28日	Ⅱ 9 監査	自己点検	内部監査	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年3月28日	Ⅱ 11 最も優先度が高いと 考えられる対策 最も優先度 が高いと考えられる対策	項目なし	3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策	事後	様式変更による再実施
令和7年3月28日	Ⅱ 11 最も優先度が高いと 考えられる対策 当該対策は 十分か【再掲】	項目なし	項目追加に伴い、当該項目への回答を行った	事後	様式変更による再実施
		-			